

人民の負担と自由党

——一八八二・八三（明治一五・一六）年の『自由新聞』を素材に——

高 島 千 代

はじめに

筆者は、一九九〇年に名古屋大学大学院法学研究科に入学して以来、自由党激化事件の一つ、秩父事件⁽¹⁾を研究テーマとしてきた。しかし当時はすでに、秩父事件や激化事件、また自由民権運動の研究自体が先細りしており、若手（また女性の）研究者はどこに行つても重宝がられ、歓迎された記憶がある。そしてこうした先細り状況は、筆者が「若手」ではなくなった現在でも続いており、むしろ事態はより深刻化しているのである。

それでは、そもそも民権運動や秩父事件研究はなぜ衰退したのか。その背景には、社会の価値観が多様化し、これららの運動を意義づけていた「近代」や「民主主義」もまた自明なものではなくなったことがある。また他方では、こうした価値意識の多様化を背景に、近世的な生活世界に支えられ「近代的な政治運動たる民権運動」とは異なる、固有の性質をもつた「民衆」「民衆運動」の実態が解明された。そのなかで自由民権運動は、「負」の側面をもつ「近代化」「民主化」を推進した運動であるだけでなく、近世的な秩序意識に支えられた「民衆」とは距離をもつ運動であり、むしろ明治政府に近い立場の運動と評されることになる。特に、「民権運動」と「民衆運動」の関係に

ついてなげかけられた疑問は、民権運動の激化事件のうち、民衆と成功裏に結びついたことで「自由民権運動の最後にして最高の形態」と称された秩父事件評価を、大きく動搖させた。⁽²⁾

「民権運動」は、「民衆」と切り離された上、相対化された「近代」の世界へと押し込まれ、同じく「近代」に位置づけられた明治政府に近づくことで「反政府運動」としての意味を薄める。他方、その図式のもとで秩父事件像は、「民権」と「民衆」の間にひきさかれていく—現在の研究状況を、このように言い換えることもできるだろう。

こうした状況に対し筆者は、従来のようなやり方で自由民権運動や秩父事件を擁護しようとは思わない。様々なかじ面で「近代」後の問題が噴出している現在、日本の「近代」「民主主義」を担った民権運動を無批判に肯定することは不可能だからである。しかし、他方、「近代」「民主主義」が現在の日本社会に無意味な価値となつたとは到底言えず、また「民権運動」がそれらの価値を「民衆」に伝えようとしたこと、その点で明治政府とは異なるやり方で「近代」を担つた事実も否定できないのである。

だとすれば「民権運動」が、なぜ「民衆」と結びつき得たのか、「自由」「民権」という価値はどうにして一般の人々に伝えられたのかという「民権」と「民衆」の「接点」への問いは、やはり意義ある問いとして残り続けるのではないか。

こうした観点から本稿では、むしろ自由民権運動の側に、どのような「民衆」との「接点」があつたのかを探つていきたい。筆者は先に、一八八二年九月段階の自由党本部が、政府の言論弾圧強化と板垣洋行をめぐる党内対立を背景に、農民に「租税ノ原則ヲ知ラシメ現時ノ租税其当ヲ得サルモノナリ」と理解させるなどして一般民衆を動員する方針を立てていた点、これ以降も自由党員には、減税・負債などの負担軽減問題を通じて松方デフレ下の一般民衆へ働きかけようとする志向と運動がみられた点を明らかにした。⁽³⁾ それでは、農民との「接点」をもつこうし

た自由党の「運動」は、どのような思想的立場によつて裏づけられていたのか。この点が次の問題となる。そこで本稿では、自由党の機關紙『自由新聞』の社説で展開された人民の負担に関する議論を素材として、その主張・思想について論じていく。

『自由新聞』の負担をめぐる議論については、これまで地租軽減・増税批判の主張などが取り上げられてはきたが、総体として十分な分析が加えられてこなかった。⁽⁵⁾『自由新聞』では、一八八二年八月の板垣洋行問題と九月の動員方針から八三年にかけて、地租軽減などを含む反増税・減税の議論（公的な負担に関する議論）が改進党・三菱批判と関わりながら展開され、それが、さらに一八八三年の官民調和論を経て一八八四（明治一七）年には、諸税から借金党を含む議論（私的な負担を含む議論）へとつながる。

よつて本稿では、まず一八八二・八三年段階の公的負担に関する『自由新聞』の主張、また改進党・三菱批判がこの負担をめぐる議論に果たした役割を明らかにすることで、人民の負担に関するこの時期の自由党の論調を再検討し、あわせて「民衆」との「接点」について若干の展望を述べていきたい。⁽⁶⁾

1. 公的な負担に関する主張

『自由新聞』の社説で、公的負担に関する議論が最初に展開されるのは、一八八二年八月から翌年末までである。⁽⁷⁾この時期は米価・諸物価が続落、一八八二年六月末日に政府予算書が太政官達第四〇号として公表される中で、一〇月に太政官布告第五一号による売薬印紙税規則の制定、一二月には、壬午事変後の対清軍備拡張を背景に太政官布告第六一一六五号布告による酒税・醫藥營業税・煙草税、米商会所・株式取引所等仲買人への増税、さらには太

政官布告六八〇号で府県会の予算審議権の制約などが行われ、社会は疲弊の度を高めていく。また他方、前述のように九月には自由党中央において減税問題を通じた農民への働きかけなど、一般民衆を動員する方針がたてられ、実際に減税運動が展開されていく。

こうした情勢のもと『自由新聞』では、一八八二年八・九月から諸税に関する社説がほぼ毎月掲載され、一八八三年三月までに論点が出そろうのである。しかし四月以降、諸税に関する社説は減少し⁽⁹⁾、一〇・一一月にやや増えるも、その主張は基本的にそれまでの繰り返しに止まつた。よつてここでは、一八八三年三月までの論点を中心に整理しておく。

①公的負担に関する基本的な主張

前述のように、この時期には様々な公的負担の増加がみられたが、これら諸税をめぐる論点を網羅し、『自由新聞』における公的負担論の集大成ともいえる社説が、「自明治十五年第六十一號至第七十號布告」（一八八三年一月五・七・九・一〇日）である。

この社説はまず、前年一二月末の酒税・鬱麹營業税・煙草税等の増税を評して「皆ナ吾人ガ嘗テ切ニ期望シタル所ロノ外ニ出デタルモノナリ」とし、その理由として困難な「民情」をあげる。社説は、「紙幣ガ一旦失價シテ俄カニ物價ヲ膨脹シタリシ反動ハ昨年ノ初ヨリシテ著ルシク其ノ効驗ヲ社會ニ現シ農家ハ米價ノ俄ニ復タ下落シタルニ困ミ商家ハ物品ノ停滞シテ售レザルニ困ミテ殆ンド將ニ四海困窮セントスルノ兆ナカラザリケレバ：（中略）必ラズ我ガ國人ノ窮ヲ察スルヲ以テ急トセラル、ノ施設アル可シ」と考えていたが、「増租加税ノ布告ヲ累發セラル、ニ至リシハ實ニ我人ガ料ラザル所ロ」だったと述べ、「我ガ政府ハ常ニ能ク我ガ民情ヲ察セラルニ厚キ」「ナレバ必ラズ今日我ガ商病ミ我ガ農病ムノ情況ヲ知ラレザル」「ハ有ラザル可シ」と釘を刺す。その上で、いつたんは今回の

増税が「國人ノ窮」よりも甚だしい「國家ノ急」、すなわち清国に対する「海陸ノ軍備ヲ修ムルノ國需ニ充テラル、ノ急」のために発せられたのであり、「吾人モ亦タ誠ニ之ヲ以テ已ムヲ得ザルノ事ト為サバルヲバ得ズ」とするもの、「増租加税ノ事ハ其ノ萬々已ムヲ得ズシテ之ヲ發セラレル、ト將タ其ノ已ムヲ得テ已マズシテ之ヲ發セラレル、トヲ論ゼズ其ノ發シテ法律トナルニ及ンデハ均シク其効驗ヲ國人ノ財布ノ中厨籠ノ底ニ致ス」「ナレバ吾人ハ實ニ之ヲ聞クコトヲバ樂マザル也」とするのである。

ここではまず、農商問わず「四海困窮」する「民情」に対する認識が示され、さらにその困難を察して、いかなる理由で増税がなされるにせよ（軍備に充当されるにせよ）、結果として民の生活が影響を受けることには変わりがないので「之ヲ聞クコトヲバ樂マザル」としている。「四海困窮」をもたらした紙幣「失價」が政府の紙幣政策にもとづくことを考慮すれば、この社説の基本的な主張は、「民情」から出発した政府の増税・紙幣政策批判ということになるだろう。

しかし他方、この社説は増税の可能性についても論じていく。「誠ニ國家ノ事如此ノ急アリテ萬々已ムヲ得ズシテ是等ノ増租加税ノ布告ヲ累發セラル、程ナラバ」、第一に「會計ノ實況」を明らかにし「國人ヲシテ眞ニ其ノ増租加税ノ萬々誠ニ已ムヲ得ザルノ事由ヲ知」らしめ、「縱令ヒ其重キヲ加ルモ自家ノ事ノ如ク思做メ之ヲ負ヒ縱令ヒ其疾苦アルモ自家ノ事ノ如ク思做シテ之レニ堪ルノ情ヲ發セシムルノ道ニ由ラレン」、第二に「自ラ大ニ其用ヲ節ニシ其財ヲ惜ミ十分ニ勤儉節約ノ方法ヲ斷行セラレ然ル後チ萬々已ムヲ得ズシテ尙ホ其不足ヲ増租加税ニ取ルノ道ニ由ラレン」」を切望する。そして、「政府ノ建築」「政府ノ土木」「大臣ノ邸第車馬」などに節約の余地はないか、と問うのである。

ここには、いくつかの点が示されている。まず、税は「國家ノ事」・国益の実現のために課すものという大前提が

あり、その上で「國家ノ事」が「急」で「萬々已ムヲ得ズ」必要な時にのみ「増租加税」は可能だという考え方がある。だからこそ増税する場合には、まず政府自らが「勤儉節約ノ方法ヲ斷行」し、「其不足ヲ増租加税ニ取ル」べきであり、その際には「萬々誠ニ已ムヲ得ザルノ事由」を知らしめて「綻令ヒ其疾苦アルモ自家ノ事ノ如ク思做シテ之レニ堪ルノ情」を喚起するべきなのである。課税・増税には政府による政費（大臣の馬車・公邸費も含む）の節減と事由の説明が要件だといえる。

このように増税の可能性と要件に言及しながら、この社説の基本的な立場が増税批判であることはゆるがない。実はこの社説では、今優先されるべき国益が軍備なのか「民情」なのか明確にはされない。⁽¹⁾ もとより『自由新聞』はすでに前年八月、新聞紙条例に基づき八日間の発売・発行停止を命ぜられており⁽²⁾、当然ながら自由に政策批判のできる状況ではない。しかし、そうした状況下で、この増税論が次の一節で締めくられることは、その基本的立場をよく示すものといえる。「國家ノ事甚ダ急ナル者アリテ萬々已ムヲ得ズシテ之ヲ發セラレタル者ナル可シトハ信ズレモ亦タ之ヲ哀シマザル」「ヲバ得ズ吾人ハ實ニ多ク之ヲ言フ」「ヲ欲セズ又タ實ニ之ヲ切言スル」「ヲバ得ザルナリ吾人ガ我政府ニ望ムニ其自ラ非常ノ勤儉非常ノ節約ヲ斷行セラレン」「ヲ以テスルモ豈ニ亦タ誠ニ已ム」「ヲ得ン乎哉」。つまり、今回の増税が「國家」の「急」にもとづくものという点は否定しない（できない）が、やはり民の実情を「哀シマザル」「ヲバ得ズ」⁽³⁾、よってできるだけ政費を節減して増税を回避すべしとするのであり、基本はやはり、「民情」に立った増税批判なのである。だとすると、今何が優先されるべき国益なのか。これもまた明らかならない⁽⁴⁾。

このような立場は、この社説が、府県会での意思決定に言及していることにも示されている。この点について社

説子は、前年一二月末の増税布告に引き続いて発表された府県会規則改正などによつて、地方予算や地方税を議する府県会の決定権が制約されたことを記し、「府県會ノ議權ノ一半ヲ失フ」、「府縣會ハ殆んど復タ之ヲ要セザルニモ至ル可シ」と評している。地方の民の実情を訴えるべき府県会の協議・審議権の制約は、前述の立場に立てば当然、批判の対象となるのである。

以上のように、この時期の『自由新聞』は公的負担をめぐり、基本的に困難な「民情」への共感と困難の打開（それは人民の「自由」「幸福」を意味する）という立場に立ち、その困難をもたらすものとしての増税（もしくは紙幣）政策を批判していく。そしてこの主張は、課税・増税が国益（「四海困窮」の打開）実現のため、しかもやむを得ぬ場合にのみ行われるべきという点、政府は課税・増税に対する政費節減責任と説明責任を果たすべきという点、そして、以上の点にもかかわらず負担に関する協議権・審議権が狭められていることへの批判を含んでいたことがわかる。

なお同時期の公的負担をめぐる社説は、以上の論点とのつながりで位置づけていくことができる。そこで次に、各論点と他の社説との関連を論じながら、自由党の公的負担をめぐる議論の広がりを確認しておこう。

②公的負担をめぐる議論の広がり

まず困難な「民情」をもたらす増税への批判は、同様にその困難をもたらしている課税の不公平や納税方法の不便を問題とする議論へとつながる。⁽¹³⁾ここで重要なのはこうした議論が、道徳的な観点を強調する議論へと展開していくことである。

例えば、「地方ノ困窮」（一八八三年三月二十五・二七日）⁽¹⁴⁾は、「夫レ民ハ國ノ本ナリ」「人民貧ケレバ國モ亦タ從フテ貧ナル」「ヲ致ス」「ヲ免レズ」という視点から「地方ノ困窮」「人民ノ疲弊」の実情に注目する必要を主張する。そ

の上で代表的な事例として山陽地方の例などを紹介し、米価下落で「人民ノ困窮ハ殆んど見ルニ忍ビザルノ慘状」を呈していること、その原因として、紙幣相場の変動・地租上納期限の改正・酒造税則の改正をあげる。しかし他方で、「洋學ヲ講ズルノ徒」は「末學ヲ惟レ事トシ法律ノ争訟、經濟ノ得失ニ馳セテ彼ノ所謂ル乾燥刻薄ノ心腸ノ人」となり「人心ノ靈」「惻隱ノ心」を失いはじめているのであり、新聞も「其ノ民ヲ恤ムノ論ヲ載スル者ハ彼ノ權理ヲ争ヒ法律ヲ議スルノ言ニ比スレバ甚ダ寥々ナリトス」と論ずるのである。ここでは、「民ハ國ノ本」という視点に立ち、「人心ノ靈」「惻隱ノ心」にもとづく「民ヲ恤ムノ論」が、「權理ヲ争ヒ法律ヲ議スルノ言」よりも重要な議論として位置づけられており、民の困難な実情への共感から出発した諸税批判が、権利論と一線を画す道徳的な心情論（道徳的な心情によつてつながる社会に価値をおく見方）へと展開したことを見ているのである。¹⁰

また課税・増税はやむを得ぬ場合にのみ行われるべきという論点は、減税要求へつながる。なぜならこの論理に立てば、やむを得ぬ事情が解消された際には、増税もまた撤回されねばならないからである。

こうした減税の論理に基づいて地租軽減を主張したのが、「政府ハ何日カ地租ヲ百分ノ一二減ズル乎」（一八八三年三月二〇・二一・二三・二四日）である。この社説はまず、一八七三年七月に公布された地租改正条例（太政官布告第二七二号）の第六章が、「從前地租ノ儀ハ自ラ物品ノ稅家屋ノ稅等混淆致シ居候ニ付改正ニ當テハ判然區分シ地租ハ即地價ノ百分一二モ可相定ノ處未タ物品等ノ諸稅目興ラザルニヨリ先ツ以テ地價百分ノ三ヲ稅額ニ相定候得共向後茶、煙草、材木其他ノ物品稅追々發行相成歲入相增其收入ノ額貳百萬圓以上ニ至候節ハ地租改正相成候土地ニ限り其地租ニ右新稅ノ增額ヲ割合地租ハ終ニ百分ノ一二相成候迄漸時減少可致事」と規定している事を示す。そして、酒稅・煙草稅が増税され「物品稅」が二百万を「超過高」する現在、この規定に基づき、「政府ハ最早ヤ彼ノ地租改正條例ノ第六章ニ照ラシテ更ニ地租ノ幾分ヲ減ゼラルベキノ機ニ到達シタリ」と主張するのである。この

社説の基本的な立場は、地租改正条例第六章を法的根拠とした地租軽減の主張である。ただしここには、本来ならこの条例により物品税等と「判然區分」された地租は地価の百分の一に引き下げるべきところ、物品税等の収入が不十分なのでやむを得ず百分の三という高い地租率にすえおかれたことを前提に、現在、酒税など物品税が二百万円をはるか越え、税率を高いまま維持しておくにやむを得ぬ事情が解消されたのであるから地租率を百分の一に引き下げるべきであるという論理も働いている。ここにおいて、先の増税批判と減租要求はつながる。ましてや、この根拠は政府自らが法として定めたルール・公約なのだ。⁽¹⁵⁾ここにおいて、一八七七年に続く「第一回ノ地租輕減ノ布告ノ至ルヲ俟チ奉ル」という結論は不動のものとなる。そして、こうした減租の論理は、その後、各地自由党員による減租運動の論理として広く用いられていくのである。⁽¹⁶⁾

他方で注意すべきは、この社説が減租の主張を、「夫信者人君之大寶也、國保於民、民保於信」（それ信は人君の大宝なり、國は民に於て保ち、民は信に於て保つ）、特に「租税ハ國人ノ休戚ノ最モ繫カル所ニメ其ノ疾苦ヲ感セシムル」「甚ダ切ナル者アレバ」租税に関する君民の信頼関係が重要であるという地租改正条例の冒頭の一節から、説き起こしていることである。つまり減租の公約によつて実現されるのは、租税に関するべき君民の信頼関係であり、ここでは、「信者人君之大寶」という道徳的な心情によつてつながる君民関係が、法律上の公約・ルールにもとづく政府・「國人」関係によつて支えられるのである。

なお議論の広がりは、政費節減や説明責任の必要性についてもみられる。例えば政費節減については、節減の公約を守るべきとする主張⁽¹⁷⁾、また課税・増税に対する説明責任については税収の用途を説明すべきという議論⁽¹⁸⁾、権利問題と結びつける議論がある。

特に「多ク租税ヲ征ラント欲スレバ多ク權利ヲ與ヘザル可カラズ」（一八八一年一二月八日）は、課税・増税を行

うやむを得ぬ理由を説明することで「綻令ヒ其重キヲ加ルモ自家ノ事ノ如ク思做メ之ヲ負ヒ綻令ヒ其疾苦アルモ自家ノ事ノ如ク思做シテ之レニ堪ルノ情ヲ發セシムル」（自明治十五年第61号至第70号布告）べきとした、先の論点につながる主張である。この社説は、「人民」は権利を敬われねば反旗を翻す（租税も支払わない）が、「國事ヲ以テ我事ナリトスル」ことで苛酷な租税にも堪えるものであることを、アメリカ独立戦争を事例に論じ、租税負担を支えるべき「國事ヲ以テ我事ナリトスル」心情（「愛國ノ心」）は、権利を与えることによってこそ形成されると論じたのである。もとより一八八〇（明治二三）年四月の国会期成同盟「國會を開設するの允可を上願する書」⁽²⁾は、すでに徴兵などの負担には愛国心の形成、ひいては参政権の付与が不可欠であることを主張しており、この論理は目新しいものではない。しかしここでは『自由新聞』上で、租税などの公的負担とそれを支える「人民」の「愛國ノ心」、権利の問題とが結びつけて論じられていることに留意しておこう。

以上のように、一八八二年八月から八三年にかけて『自由新聞』上で展開された公的負担をめぐる議論では、基本的に酒税などの増税批判と地租軽減・減租の主張が展開されていくが、その論理においては、まず大前提として、困難な「民情」への共感に立ち、その打開（「人民ノ自由」「四海ノ幸福」）を求めていく要求があつたこと、またこの要求を、「民ハ國ノ本」「信者人君之大寶」「國事ヲ以テ我事ナリトスル」などの道徳的心情（君民の信頼、公益心をめぐる心情）で結びつく社会関係によって実現していくとする志向と、公約やルールなどに基づき正当な要求・権利を主張していく政府・「國人」関係を通じ実現していくとする志向が存在し、両者がある時には結びついていたことがわかる。

それでは、こうした二様の社会関係への志向（社会観・秩序意識）は、同時期に展開された改進党・三菱批判において、どのように展開していくのだろうか。

2. 改進党・三菱批判の展開

前述のように、諸税に関する主張は一八八二年八月から翌年まで展開されたが、その主要な論点は一八八三年三月までにほぼ出そつていた。その後、雑報における地租軽減運動の報道が増加する一方、公的負担に関する社説はむしろ減少していくのであり、こうした負担に関する議論の空白を埋めたのが、同時期の一八八二年九月から翌年一〇月頃まで展開された改進党・三菱批判である。

周知のように、この議論は、一八八二年八月に提起された板垣の洋行、特にその資金の出所につき改進党系新聞（東京横浜毎日新聞）が疑問を呈したことから端を発しており、社説としては、同年一一・一二月から、翌年四月自由党定期大会の「偽党撲滅」決議後、九月頃までに集中して展開された。その代表的な主張が、一八八二年一二月から翌年五月まで、実に二六回にわたり連載された「三菱會社ノ弊ヲ論ズ」である。そこで以下、この社説を中心にして、この時期の『自由新聞』における改進党・三菱批判の論理を、先の諸税に関する議論との関係も含めて確認しておこう。

① 改進党・三菱批判の論理

この社説の基本的な立場は、「専賣ハ決シテ自由ノ大理ト相兩立スル「ヲ容レザル者」という観点に立ち、三菱会社の「保護專賣ノ弊」を明らかにすることにあつた。それでは三菱会社の「保護專賣ノ弊」とは何か、「専賣」はなぜ「自由ノ大理」と相容れないのか。社説はまず、三菱が、「上下凋弊シ四海困窮スルノ際ニ方リテ我ガ國人ノ租税ト我國人ノ疾苦ニ因テ獨リ斯ル非常ノ暴富ヲ成シ斯ル非常ノ全盛ヲ占ル者アラシムルハ誠ニ正理公道ノ肯テ之ヲ默々ニ附スル所ロナラン歟」と主張する。また、三菱は「其ノ政府特別ノ保護ニ藉リ當時其筋ノ官吏ノ援ニ依リ

テ我ガ國人ノ汗、我ガ國人ノ膏ナル國庫ノ租金ヲ濫受濫借シテ之ヲ其ノ私有ノ若クシタル者ナリ」と論ずる。ここでまず、「上下凋弊シ四海困窮スル」民の実情のもと課された「汗」「膏」たる租税が、政府・官吏の手を通じて、三菱会社の「暴富」「私有」の利益をはかるのに投じられていることが「保護専賣ノ弊」としてあげられ、こそが民の「自由ノ大理」に反するとされているのである。

このように基本的な主張を述べた上で、以下、社説では「其ノ専賣暴富以テ我ガ國人ヲ病マシメ天下ノ産物事業ヲ凋哀セシムルノ弊」が具体的に詳述される。まず政府の保護下で運輸を独占した三菱が「非常過高ノ運賃ヲ暴取横取シテ天下ノ公利ヲ害シテ以テ其ノ私富ヲ成シ」といる点（例えば北海道の物産振興などを阻害）、大資本を背景として為替店を開設し国立銀行を凌駕している点など、他産業の発展を阻害して自らの増収をはかる三菱の数々の手法が明らかにされる。その上で社説はこれを評して、「同會社ノ暴富ノ力ハ豈ニ其ノ小荷主小商人ヲ群鰐ニシテ兼併吞噬ノ毒ヲ逞クスル而已」ナラズ并セテ我ガ豪商巨賈ヲ壓シテ殆ンド將ニ相率ヰテ其ノ下風ニ伏セシメントスル者アルニ至レリ」、さらには、「我ガ日本帝國ノ海ヲ以テ其ノ私有ニ歸セシムルノ景況ヲ致シテ世上ニテ或ハ之ヲ評シテ海上政府ト爲ス者アルニ至リタルモ亦タ宜ベナリ」とするのである。ここでは「保護専賣」のもと「天下ノ公利ヲ害シテ以テ其ノ私富ヲ成」す三菱が、「日本帝國ノ海ヲ以テ其ノ私有ニ歸セシムル」「海上政府」と称されるまでになつたとされていることに留意しておく。

それでは、この三菱に対して改進党はどうな態度を示したのか。社説は述べる。「三菱會社ノ力」は「能ク彼ノ改進黨ノ論士辨客ヲ噤セシメ」ているのであり、「甚シキハ即チ世ノ學者紳士ヲ以テ自ラ居ル所ロノ人々ニシテ其特別ノ保護非常ノ專賣ノ下風ニ奔走シテ寧口國家ヲ病マシムルモ三菱會社ノ利ノ永ク保タン」「ヲ謀リ寧口國人ヲ賣ルモ三菱會社ノ勢ノ長ク張ン」「ヲ期シテ其間ニ彌縫シ其際ニ周旋シテ唯其ノ同會社ノ爲メニ謀リテ或ハ不忠ナラ

ン「ヲ惟レ懼レ充然トシテ曾テ自ラ之レヲ愧ツル」「ヲモ知ラズ」。改進党の人々、特に「世ノ學者紳士ヲ以テ自ラ居ル所ロノ人々」は、「寧口國家ヲ病マシムルモ三菱會社ノ利ノ永ク保タン」「ヲ謀リ寧口國人ヲ賣ルモ三菱會社ノ勢ノ長ク張ン」「ヲ期シテ」奔走する人々であり、まさに三菱が「天下ノ公利ヲ害シテ以テ其ノ私富ヲ成」すことを助けているというのである。

ここにおいて、三菱批判は改進党批判へとつながる。²⁵ しかし三菱批判は、三菱を保護し専売を許した政府に対しても向けられる。なぜなら、こうした三菱の弊を解消するには、「天下ノ公議ヲ喚ンデ必ラズ天下ト與モニ此ノ專賣獨占ノ弊ヲ破ル」「ヲ期セザル可ラズ」、そのためには「天下ノ正ヲ行ヒ天下ノ公ヲ成シテ國家ノ弊ヲ革メ國人人ノ苦ヲ救フ所口」たる国会開設が必要だからである。また国会開設は八年後のことだが、そもそも「三菱會社今日ノ弊ヲ致シタルハ乃チ我ガ政府ガ其ノ保護ニ過チタルノ失」による。よつて「吾人ハ其ノ共同運輸會社ヲ設立スルヨリハ先ヅ其ノ三菱會社ニ過チシ所ロノ保護ノ弊ヲ矯革シ三菱會社ガ政府に對シ天下ニ對シテ其ノ義務ヲ怠リシノ罪ヲ正スヨリシテ始メラレザリシ」「ヲ憾ムルナリ」と論ずるのである。共同運輸會社とは一八八二年七月、政府が三菱に对抗して設立した半官半民の海運會社であり、一八八三年一月から開業していた。この社説は、共同運輸會社について「此ノ施設ハ特ニ理論ニ就テ之ヲ言ヘバ其ノ或ハ干涉ニ過ギ政府ガ當然ノ職分ノ外ニ越ルガ如キノ嫌ハ實ニ之レアルモ誠ニ我ガ今日實際ノ情況ニ照シテ其急ヲ救ハント欲スレバ苟モ是ヲ措ケバ復タ他ニ之ニ施スノ衛ナカル可シ吾人ハ仍ホ之ヲ其ノ已ムヲ得ザルノ救治ナリト謂ハザルヲ得ズ」とし、三菱との対抗上認める立場をとつてゐるが、それでも「政府ガ其ノ保護ニ過チタルノ失」と「保護ノ弊ヲ矯革」するための国会開設の必要を指摘することは忘れない。

以上のように、この社説は、「自由ノ大理」の要求と困難な「民情」への共感に立ち、政府が租税を私的な富・私

益に投じたり、その租税によつて三菱が「暴富」をなすのは「正理公道」に反すること、また、そもそもこの「保護專賣ノ弊」をもたらしたのは政府であり、それを支えているのが改進党（特に「世ノ學者紳士ヲ以テ自ラ居ル所ロノ人々」）であることなどを論じ、その上で、「天下ノ正ヲ行ヒ天下ノ公ヲ成」し「國人ノ苦ヲ救フ」国会の開設を要求しているのである。

なおこの議論は、「自由」への要求と困難な「民情」の認識に立ち、三菱・改進党（ひいては政府）の私利追求に租税が投入されていることを批判する点において、同様に「民情」の打開と人民の「自由」「幸福」から出発し課税・増税は国益（「四海困窮」の打開）実現のために行われるべきとした、先の増税批判・地租輕減論へとつながる。²⁴なぜなら、課税・増税が国益・公益のためになされるものであれば、当然ながら、税の用途は私的な富・私益をはかるものであつてはならないからである。もしそのようなことがあれば、課税・増税は正当な理由を失い、「正理公道」に反するものとなるだろう。増税批判・減税論と改進党・三菱批判をつなぐ論点としては、他にも、「同等ノ自由」「商賣ノ自由」「自由ノ義」「經濟上自由ノ理」にもとづく増税・專売批判²⁵、改進党總裁・大隈重信が大蔵卿時代に提起した紙幣政策・酒税増税政策への批判などがあるが、いずれにしても三菱・改進党批判は、諸税に関する議論と密接に結びついており、ともにこの時期の『自由新聞』の負担に関わる主張を構成していたことがわかるのである。

ただし、注意すべきは、この議論において「天下ノ公利ヲ害シテ以テ其ノ私富ヲ成」すことが三菱・改進党批判ひいては政府批判の本質的な根拠とされている点である。ここでは「天下ノ公利」と「私富」、つまり公益と私益が明確に区別されている。そして、この「公」・「私」の峻別はやがて、「眞」「偽」や「德義」をめぐる議論、さらには「創業」の時代における「改革家」「志士仁人」待望論へと展開していくのである。

②改進党・三菱批判の展開

この展開をよく示しているのが、「改進黨ヲ攻撃セザル可カラザル所以ヲ明カニス」（一八八三年六月一一三・五・七一一〇・一二日）である。この社説は、改進党を攻撃する理由を「自由黨ハ則眞ニ國家ノ公黨也、而シテ改進黨ハ則是レ國家ノ偽黨也」という点に求め、二党の間には「誠ニ大ニ眞偽の懸隔アルヲ見ルナリ矣」とする。それでは、改進党はなぜ「偽黨」なのか。ここで社説子は、「立憲改進黨趣意書」を示し、改進党が趣意書では「少數專有ノ幸福ハ我黨コレニ與ミセズ」「若シ一二私黨ノ我ガ帝國ヲ專ラニシ王室ノ尊榮ト人民ノ幸福ヲ蔑ニシ目前ノ苟安ヲ偷ミ遠永ノ禍害ヲ顧ミザルモノアラバ我黨ハ之ヲ目シテ以テ公敵ト爲サントス」としながら、「實に國家ノ私黨タル三菱會社ト相因依メ自由ノ大主義、王道ノ大道理ヲ害」していると主張する。趣意書では「王室ノ尊榮ト人民ノ幸福」をめざすとしていながら、実際には「私黨タル三菱會社ト相因依メ」「少數專有ノ幸福」、すなわち私益を追求する言行不一致の党、それこそが改進党の「偽」なる所以だというのである。

ここでは、「人民ノ幸福」・公益・国益のために働く「眞」の政党と、それを標榜しながら実際は「少數專有ノ幸福」・私益のために働く「偽黨」が対比され、前者が「人民ノ幸福」という公的な目的を果たす主体として肯定されていることがわかる³⁴。このように「公」「私」を「眞」「偽」と結びつけてその是非を問う議論は、やがて改進党と自由党的「道徳」上の是非をめぐる議論へと展開していく。例えば、自由党にとって改進党の「偽」を破ることは「我が政治上ノ道徳ヲ保ツ所以」とする主張³⁵、あるいは自由党を「道ヲ以テ相合ヒ義ヲ以テ相濟ス」「君子ノ黨」、改進党を「利ヲ以テ相附キ私ヲ以テ相結ブ」「小人ノ朋」として、自由党が党議で「改進黨ノ偽」を正す事を決したのは改進党が「君子公黨ノ名ヲ冒シテ小人私朋ノ實ヲ行ハント欲スル」ためなどとする議論³⁶がある。そして注目すべきは、こうした倫理・道徳的な二分法が、改進党と自由党の対立を激化させるだけでなく、「徳義」の位置を上昇

させたことである。例えば「君子小人ノ別」（一八八三年五月二六日）は、「小人」（すなわち改進党）を、「億兆ノ膏血ヨリ成立ツ天下ノ正税」を濫用する者（三菱）と「相援キ相匿クシテ互ニ其罪ヲ蔽ハントシ極力之ヲ庇蔭辨護シテ滋々其悪ヲ長セシムルノ實ヲ爲」すものであるとして、「吾儕ハ最モ其ノ社會ノ爲メニ排セザル可カラザルヲ曾テ我が天帝ニ命ゼラレテ生マレ來リタリキ」とするとともに、「人間ノ最モ上フベキハ德義ニシテ國家ノ法律ノ若キハ決シテ彼ノ德義ノ位ト相對等スペキ的ニハアラズ」と論じている。この主張は、「人民ノ幸福」という大目的を実現するものとして「法律」よりも「德義」が重要視されていったことを示すものである。

このように改進党・三菱批判が「德義」論へと傾斜していく一方、改進党が「國家創業」の政党としてふさわしくないとする改進党批判もみられた。例えば先の「改進黨ヲ攻撃セザル可カラザル所以ヲ明カニス」は他方で、「夫レ今日ハ未タ立憲政体ノ地ニ至レルニモ非ザル也、未タ國會ノ開クルニモ至ラザル也、而シテ第吾々人民タル者ニ於テ將サニ其ノ國會并ニ立憲政體ノ爲メニ勤勉努力セザル可ラザル時ナリトス、即如今ノ政黨ハ須ラク國家創業ノ任ヲ尽スニ足ルベキノ性格ヲ備具セザル可カラズ」と論じていた。そして、こうした時代状況下で改進党は「財産家ノ類ノミト與ニスル」が、これに対して自由党は「天下國家ノ大事ヲ謀ルニ獨リ所謂財產家ノ類ノミト與ニスルニ偏スルガ如キ者ニハアラザル」。改進党は自由党を「少年書生ト天下ノ貧人トノ集合」として「過激也」とするが、「進取ノ氣象ナキ者ニ至リテハ素ヨリ國家創業ノ事ヲ爲スニ適スル所以ニモアラズ」と主張するのである。⁶⁵

「國家創業」の政党は、「國會并ニ立憲政體」の実現という公益を追求すべきであり「進取ノ氣象」のない「財產家」に偏ることなく、「少年書生ト天下ノ貧人」も含む多数派と行動を共にする党（すなわち自由党）でなければならぬとするこの主張は、「人民ノ幸福」・公益・国益のために働く党が「德義」のある「眞」の政党だとする先の道德論と重なるものであるが、ここで必要とされている「進取ノ氣象」や、様々な階層の人々の動員（あるいはか

れらとの共闘）はやがて、そうした精神・行動形態をもつ「改正家」「志士仁人」を求める議論へと展開していくことになった。例えば、植木枝盛の新富座における演説を掲載した「國家創業家ノ性格ヲ論ズ」（一八八三年六月一五・一六日）はまず、国会は未開設、憲法は制定されず、「大臣責任ノ制」「人民權利ノ法」も未だ立たない今日は「立憲政體ヨリ之ヲ云フ断シテ創業ノ時也」とし、その上で、そうした時代に「改革家タルヲ自任セン者」は「進取ノ氣象」、「貧民ト伍ラ同フスルノ志」と「貧苦ヲ常トシ艱難ヲ友トスルノ操」「食馨キヲ沙ラ嚼ムノ節」をもたねばならないのであり、「之レヲ敢テスル」「能ハザル者ハ志士仁人ニアラズ」、「固ヨリ國家ノ財政ヲ病マシメ四海ノ兆民ヲ苦マシメテ獨リ私積ヲ其ノ間ニ鉅ニスル者」は、この「創業」に「與ルベキニアラズ」とする。また、このように「社會ニ事ヲ成ラシムルヲ主トスル者」が「君子」なのであり、「自身ニ功ヲ收ムルヲ主トスル者」は「小人」であるから、「今日ノ改正家タル者」は「事ノ國家ニ成ルヲ主トスベシ」と論ずるのである。「君子」の事例としては水戸の尊攘志士が引き合いに出されており、この点、改進党・三菱批判が勤王論へ接近していくことを予感させるが、ここでは、先の「徳義」論に登場した「小人」の対極に「君子」としての「改革家」（「改正家」「志士仁人」）が呼び出されている点⁶⁷、しかも彼らに対しては「進取ノ氣象」、「貧民ト伍ラ同フスルノ志」、「貧苦ヲ常トシ艱難ヲ友トスルノ操」が求められている点⁶⁸を確認しておこう。

ここにおいて改進党・三菱批判は、「自由」への要求と困難な「民情」の認識に立ち租税の濫用を批判する主張から、「人民ノ幸福」など公益のために働く党を「徳義」のある「眞」の政党だとする「徳義」論、ひいては、「國家創業」時代の政党・「改革家」は「進取ノ氣象」「貧民ト伍ラ同フスルノ志」等をもつて「國會并ニ立憲政體」実現という公益を追求すべきであり、それこそが「志士仁人」にふさわしいという主張へ展開していくといえる。
それでは、そもそも「創業ノ時」において「眞」の政党・「改革家」が自ら公益を追求し、「志士仁人」としての

「徳義」を備えるべきなのはなぜか。これに答えるのが、「朝野新聞記者二答」（一八八三年七月四—七日）である。この社説は「自ラ天下ノ公ヲ行ヒ天下ノ正ヲ履ミ赤心君ヲ愛シ精誠國ヲ愛シテ以テ上下朝野ノ間ヲ感動」させること、「國人ノ元氣」を自らの「正」「義」の実践を以て形成することのみが、「眞成ニ社會ノ改良ヲ謀リ立憲政黨ヲ立テン」という「創業ノ時」の大目的・公益を果たす方法だとし、それゆえに「吾黨ノ士」は「智計」や学問よりも「至誠ノ心」「節義」をもつべきとする。ここでは「志士仁人」の「至誠ノ心」「節義」などの道德的な心情が「智計術數」や学問などよりも重要なものとして位置づけられており、また「改革家」は「志士仁人」として、こうした道徳的な心情に基づく実践を自ら行ってみせることで、上下を問わぬ広範な人々と「伍ヲ同フスル」こと、ひいては立憲政体を樹立立立することができる。もとより、これらの道德的心情はあくまで、立憲政体樹立や人民の「自由」を実現するための要件であるが、こうした「志士仁人」の道徳的心情の強調がやがて、「自由ノ乾坤ヲ闢シ者ハ多ク義烈ノ精神ニ富ミ生ヲ舍テ身ヲ殺シ死シテ悔ヒザル者ニコソアレ」という主張へつながつていった点には注目すべきだろう（「自由ノ擴張ト興ニ義烈ノ精神ヲ振作スペキヲ論ズ」一八八三年八月三日）。つまり、ここにおいて自由党は、人民の「自由」・立憲政体の実現という公益のために死をも辞さぬ道義心を身につけ実践する党、それを通じて広範な人々に訴えかける「志士仁人」の党となる。そして、この点において自由党は、「智計」や学問を旨とする「世ノ學者紳士ヲ以テ自ラ居ル所ロノ人々」、あるいは「國家ノ財政ヲ病マシメ四海ノ兆民ヲ苦マシメ獨リ私積ヲ其ノ間ニ鉅ニスル者」・財産家によつて構成される改進党に対し、その道義的優越性を確立したといえるのである。

おわりに

以上、本稿では、一八八二・八三年に『自由新聞』紙上に展開された人民の負担に関する主張（増税批判・減租論、改進党・三菱批判）の論理を検証することによって、これらの議論がまず困難な「民情」への共感に立ち、その打開（「人民ノ自由」「四海ノ幸福」の実現）や国会開設・立憲政体樹立などの、公益実現の要求から出発したこと、この点において増税批判・減租論と改進党・三菱批判は結びついていること、また増税批判・減租論にみられた道徳的心情による社会関係への志向と権利主張の志向の共存・結合は、まさに改進党・三菱批判を通じて、公益・私益を峻別する議論から政党の「徳義」をめぐる議論、さらには「創業」時代の自由党を、「人民の「自由」・立憲政体の実現という公益のために死をも辞さぬ道義心を体現し、広範な人々に働きかけていく「志士仁人」の党として位置づける議論へと展開していくことを明らかにしてきた。つまり、松方デフレと社会の困窮が深刻化し、減租請願等の動きが活発化しはじめていたこの時期、自由党にみられた負担に関する議論では、「民情」への共感に立ち人民の「自由」「権利」や「四海ノ幸福」、ひいては立憲政体を実現することが常に目的としてえられる一方、それを実現する道としては、法律上の公約・ルールにもとづき正当な要求・権利を主張するだけでなく、君民の信頼、公益心などの道徳的心情で結びつく社会関係の実現、さらには、「智計」や学問よりも身を捨てて公正・正義をめざす道義的・道徳的な心情を各自（各党員）が備えて、「貧民」を含む広範な人々に対してそれを実践してみせることこそが必要だとされていたのである。

そしてこのように、自由党の負担をめぐる議論が、人民の「自由」「権利」や「幸福」の実現を大前提としつつも、権利論だけで終わるのではなく、ある時には法律や学問よりも「徳義」・道義的な心情を尊重する議論へと広

がつていつた点、特に、こうした道徳論が展開する中で、身を捨てて公正・正義を追求し「貧民」を含む広範な人々に働きかけていく「主体」が登場した点に、「民衆」との「接点」が見出されるのではないか。例えば、秩父国民党の総理・田代栄助は、捕縛後、警察に蜂起参加を決意した理由を問われて、「当秩父郡中高利貸ノ為メ身代限リヲ為ス耳ナラス目下活路ヲ失シ一家離散ノ場合ニ立至リ其慘状見ルニ忍ヒサル」、それゆえに一同「一命ヲ棄テ萬民ヲ救フノ精神」で尽力することを決意したと述べている。⁽⁴⁾ここに示されているのは、まさに身を捨てて正義（「萬民ヲ救フ」こと）を追求し「貧民」を含む広範な人々に働きかけていく「主体」としての「志士仁人」である。

さらに付言すれば、一八八三年一月二九日の『自由新聞』の社説「中央政府ノ注意」は、これまでの議論同様、「民情」への共感に立ちながら、政府の「衛生教育」政策について「能ク預ジメ我ガ民力ヲ量リテ之ヲ爲スニ非ザレバ恐クハ衛生教育ノ爲メニ人民ハ却テ其ノ財産ヲ公賣セラル、者アルニ至ラン歟」、むしろ「今日民間ノ情ヲ想見テ其ノ施設ノ間ニ參酌セラル、「有ラバ人民ガ政府ノ仁ヲ感戴スル」」大であると論じている。つまり、この時期の自由党には一貫して困難な「民情」に寄り添う姿勢がみられたのであり、人民の「自由」「幸福」が「衛生教育」など当面の文明開化政策と齟齬した場合、前者を重視すべきというのが、その人民の負担をめぐる権利論・道徳論の到達点だつたといえる。こうした議論が先の田代の姿勢に呼応するものたり得ることは容易に想像されるのである。

ただし、自由党と秩父国民党が実際に思想上の「接点」を有したか否かは、以上の議論、かつその一方で展開された官民調和論を経た自由党が、一八八四年の人民の負担についてどのような主張を展開したかに關わるのであり、この点の検証は別稿で果たしたい。

人民の負担と自由党（高島）

注

(1) 一八八四（明治一七）年一〇月三日に埼玉県秩父郡で起こった負債農民の武装蜂起。自由党員を含む約三千人の負債をかかえた養蚕農民（秩父国民党）が、軍隊に似た組織のもと、借金の長期年賦返済のほか諸税・村費の軽減や学校の三ヵ年休校を要求して高利貸を打倒し、秩父郡役所を占拠、その後政府の軍隊とも衝突した。

(2) この点については畠田雅洋「国民党の論理と行動」（新井勝絃編『自由民権と近代社会』吉川弘文館・一〇〇四年）を参照。

(3) 抽稿「激化期『自由党』試論—群馬・秩父事件における『鵠自由党』と『自由党』」（安在邦夫ほか編『自由民権の再発見』日本経済評論社・二〇〇六年）。

(4) 「自由新聞」は一八八二年六月二十五日創刊以来、多くの執筆者・記者を迎えた。社説については基本的に無記名であるために正確な執筆者は不明だが、一八八二・八三年段階の社説執筆陣には、島本伸道（創刊時から一八八二年一〇月まで主幹）、田中耕造・馬場辰猪・田口卯吉・末広重恭・中江篤介（以上五人は創刊から社説担当だったが、同年九月の板垣退助洋行問題などで遅くとも一〇月までに退社）、西河通徹（『海南新聞』・『総房共立新聞』の主筆を経て『自由新聞』創刊に参加、一二月以降板垣洋行問題で退社か）、古沢滋（一〇月『自由新聞』主幹に就任）、植木枝盛（創刊号では社説材料担当、八月に福島自由党に招かれて『福島自由新聞』の編集に従事していたが馬場らの社員資格解除後に福島から呼び戻される、一八八三年八月に一時退社）、遅くとも一八八二年一月末には土井光華（もと『東海曉鐘新報』の社長）・東条源治郎・伊達時・山本隆徳（もと『総房共立新聞』の幹事）・酒井民三郎・上村昌義・原口令成、一八八三年までに桑野銳（『東京新誌』編集長・『東洋自由新聞』などを経て『自由新聞』へ）と曾田愛三郎（『東海曉鐘新報』などを経て『自由新聞』で小国主義の論陣を張る）らが名を連ねている（『自由新聞 復刻版』第五巻・三一書房・一九七一年所収の林茂「解題」、宮武外骨・西田長寿『明治新聞雑誌関係者略伝』みすず書房・一九八五年参照）。

なお『自由新聞』には論説欄もあるが、こちらは記名式で投稿や新聞紹介もみられることから、第一に執筆者の責任で書かれ

説論

ているものと判断し、自由党の主張を扱う本稿では、社説のみをとりあげることとする。

(5) 自由党結成前後の地租問題の取り扱い方や「自由新聞」の地租軽減論、地租軽減運動の報道の仕方についてふれたものとして
は、小山博也「明治前期における地租軽減論の展開—自由黨をめぐって」（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第七卷六
号・一九五六年五月）、下山三郎「明治十七年における自由党的動向と農民騒擾の景況」（『自由民権期の研究』第三卷、有斐
閣・一九五九年）、稻田雅洋「自由民権運動と地租問題—民権運動の主体的条件に関する小察」（『歴史評論』三七九号・一九
八一年一月）、松岡傳一「『自由新聞』を読む—自由党にとっての自由民権運動」（ユニテ・一九九二年）等がある。

(6) なお本稿で用いた「自由新聞」の社説は、すべて「復刻『自由新聞』第一～三巻（明治一五年六月二十五日から一二月二十九日、明
治一六年一月四日から一二月二八日分まで収録、三一書房・一九七二年）からの引用であり、以下はタイトルと日付のみ記す。

(7) 田口卯吉「時勢論」（一八八二年七月一四一・六・一八・一九・二二・二三・一二五・二八・三〇日、八月四・六日）も、「愛
國ノ心」と「勤王ノ心」の「連結」が必要という観点から紙幣増・租税増・言論規制を批判しているが、この主張は「時勢論」
の副次的な論点に止まるので、本稿ではこの社説を除外した。また一八八三年一二月二七日の社説「明治十八年ヲ以テ第二次地
租改正ノ期トスルハ全ク謂レナキノ事タルヲ論ズ」は、むしろ一八八四年段階の論調に近いので、こちらの時期の社説と一緒に
別稿で扱うこととする。

(8) 「自由新聞」上でも、一八八二年七月四日「明治十五年度歳入出豫算書例言」に始まり、七月三一九・一一・一二・一四一
六・一八・一九・二三・二三・二五一三〇日、八月一五・一〇一・一三・一五・一六・一八日まで「明治十五年度歳入出予算書」が掲
載された。

(9) 一八八三年四月から九月までの諸税に関する社説は、「四月一日以後ノ商况ヲ觀察セヨ」（四月二六日）、「烟草税」（七月一
二・一三日）のみである。

(10) 松岡傳一氏は、一八八二一八三年段階の「自由新聞」におけるパワーポリティクス論と小国家論のせめぎあい、前者と増税・

人民の負担と自由党（高島）

「官民調和論」、後者と増税批判との関係を指摘している（松岡前掲書四八一五八・九〇一九五・一三四一一三九・一五一一一五五・二八一一二八二頁）。

(1) 発売・発行停止を命じられたのは、一八八二年八月一九日から二六日までの新聞であり、「自由新聞」紙上では「説明治十五年度歳入出予算書」の連載が開始されたところであった。なお「解停ノ辭」（一八八二年八月二七日）では、停刊の理由は決して予算に対する批判ではなく一九日付録の通信員による報道（未復刻なので内容は不明だがおそらく八月の朝鮮派兵報道）だとしている。

(2) なお「國家ノ事甚ダ急ナル者アリテ萬々已ムヲ得ズシテ之ヲ發セラレタリトスルモ…之ヲ哀レマザルヲ得ン乎」という言葉は、「吾人ハ實ニ多ク之ヲ言フコトヲ欲セズ」としているにもかかわらず、社説中、何度も繰り返されている。

(3) 一八八一年一〇月に制定された自由党盟約はその第一章に「吾黨は自由を擴充し、權利を保全し、幸福を増進し、社會の改良を圖るべし」という条文を掲げている（板垣退助監修『自由党史』中巻 岩波書店・一九五八年、八〇頁）。また、一八八二年六月二十五日の『自由新聞』創刊号では発刊の目的、政黨の役割を、「我自由新聞ハ天下ノ大業ヲ究メ經世ノ要務ヲ論セントスル者ナリ人民ノ自由ヲ伸ベ社會ノ文化ヲ進メ四海ノ幸福ヲ盛シシテ以テ至善至美ノ乾坤ヲ闢ントスル者ナリ其君ヲ泰山ノ安キニ置キ其民ヲ康樂ノ境ニ遊ハシムルハ皆ナ我党ノ自ラ分トスル所タリ」としている。

(4) 増税による民の困難な実情については、「酒造家ノ實際計算」（一八八二年一二月一二日）、「四月一日今將サニ至ラントス」（一八八三年三月三〇・三一日）、「四月一日以後ノ商況ヲ觀察セヨ」（同年四月二六日）、「増税ノ實如何」（同年一〇月二七・二八日）などがある。

(5) 課税の不公平を論じた社説としては、「烟草税」（一八八三年七月一二・一三日）、納稅期限の設定や米納論など納稅方法の不便を問題とする議論としては、「地租上納ノ期限ヲ論ズ」（同年二月三・七日）、「地租徵收期限ノ改正」（同年一月一一・一三日）、「地租金代米納」（同年一月三〇日）、「經濟一言」（同年一二月二八日）がある。

(16) この「地方ノ困窮」は、先の山陽地方の人心、また群馬県甘樂郡の負債農民騒擾の不穏な状況にも言及しており、こうした秩序不安と「民ヲ恤ムノ論」・道徳論が結びついていることにも留意しておくべきであろう。なお「利害苦樂ノ末學」「智慧小計」でなく「至誠ノ心」「節義」をももつべきという議論は、「世ノ志士ニ告ク」(一八八二年一〇月一〇・一一日)、「朝野新聞記者二答フ」(一八八三年七月四・七日)にもみられる。

(17)

「再ビ政府ハ何ノ日カ地租ヲ百分ノ一二減ゼラル可キ乎ヲ質ス」(一八八三年七月八日)も同趣旨。

(18) 「地租改正条例」の第六章を一つの根拠としてもちいた各地の減租運動については、前掲下山「明治十七年における自由党の動向と農民騒擾の景況」二〇一二頁、家永三郎「植木枝盛研究」(岩波書店・一九六〇年)四一二一四二六頁、清水吉二「群馬自由民権運動の研究—上毛自由党と激化事件」(あさを社・一九八四年)一一九一一三五頁、渡辺義・鶴巻孝雄「石坂昌孝とその時代—豪農民権家の栄光と悲惨の生涯」(町田ジャーナル社・一九九七年)二八九一一九五頁、前掲拙稿「激化期『自由党』試論」一五九一一六三・一六八頁などを参照。

(19) 「讀明治十五年度歲入出豫算書」(一八八二年八月一九・二〇・二九日、九月一五・一七・二一・二三・一四・二九日)は、諸官省の経常費の一年間定額制・三年間据置きの達、紙幣償却のために節約するという人民への約束のどちらも守られなかつたばかりか、むしろ国庫・各官省院局の歳出は増加していること、それらの支出を支えているのが地方税・酒税・齋廻營業税の増加であることを指摘している。

(20) 「賣藥印紙稅規則」(一八八二年一〇月三一日)。

(21) 租税と権利の問題を結びつけた議論としては、他に「其國人ガ多ク租稅ノ事ヲ言フニ至ル所ハ其政府ハ如何ゾヤ」(一八八三年二月九日)がある。このほか地方議会の討論の自由の制限などについては、「地方官并ニ地方議會ノ困難」(同年三月九・一〇日)。

(22) 「自由党史」上巻(岩波書店・一九五七年)の二八六一七頁。

人民の負担と自由党（高島）

(23) 松岡前掲書によれば、「自由新聞」上で地租軽減運動が目に見える運動となつたのは、一八八三年半ば以降から翌年三月の自由党大会頃までである（一七〇—一八七頁）。また、一八八三年一月の自由党臨時大会後には、植木枝盛の意図をうけた片岡健吉が上京した党員に対し翌年春の「減租建白」を提案している（井出孫六ほか編『自由民権機密探偵史料集』三一書房・一九八一年、三一六—三一七頁）。

(24) 「自由新聞」上、「小人偽党」（改進党）に対する反論を初めて展開したのは、論説欄に掲載された「板垣退助言行略」（一八八二年九月二六日）である。「小人偽党」という言葉は「慨世餘言」（同年九月二十四・二六日）でも使われているが、この段階では帝政党を指しており、改進党の意味で使つた論説としては「板垣退助言行略」が最初である。その後、社説「自由黨ト改進黨トノ關係ヲ明カニス」（同年一〇月二十四日）で、自由党は改進党との絶縁を宣言するが、この段階ではまだ三菱批判との結びつきは明確でない。

(25) 一八八二年一二月一七・二二一二四・二六日、一八八三年一月一九一二一・二三一二六・二八、二月八・一六・一八・二〇一一三・二五、四月一・二七・二八、五月一二・一三日に掲載（ただし一八八三年二月二〇日の第一七回目は復刻されていない）。「自由新聞」は本社説に先立ち、一八八二年七月の共同運輸会社設立に異議を唱えて三菱の岩崎弥之助が政府に提出した意見書に對して「其筋」が作成した「草案」として「岩崎彌之助氏意見書ノ辨妄」（一八八二年一二月一三・一五一一九・二一一二三・二五・二六・二八・二九日一二月一日、一二月一三・三〇日分『自由新聞』は未復刻だが全文が吉野作造ほか編『明治文化全集 雜史編』第二卷・日本評論社・一九二九年の二四四一一六五頁に復刻されている）を掲載しており、本社説で用いられている三菱に関する諸事実や数字は基本的にこの論説に依拠しているが、イギリスのP&O海運会社の排斥などにもふれている点や基本的な論点の類似から判断して、当初『自由新聞』の社説掛だった田口卯吉（注四を参照）の「三菱会社助成金を論ず」（『東京經濟雑誌』八七一九一号（一八八一年一月一九・二六日、一二月三・一〇・一七日）、中村政則ほか編『經濟構想』岩波書店・一九八八年所収）の影響を受けた可能性もある（この点については中村政則氏にご教示いただいた）。なお、

「岩崎彌之助氏意見書ノ辨妄」は内容からみて、「辨妄」（国会図書館憲政資料室所蔵「樺山資紀文書」書類一九）の別バージョンと考えられ、ともに、板垣洋行資金の提供とは別に、政府が自由党・改進党の確執に果たした役割を示唆するものである（『自由党史』中巻二三七頁、松岡前掲書一七一一八頁参照）。

(26) 最初に改進党批判と三菱批判を結びつけた社説は「今日ノ形勢」（一八八二年一月一七・一八・二一・二二・二五・二六日、一二月一・二日）である。以後、改進党・三菱批判は社説上で展開されていくことになるが、この議論を主導したのは古沢滋と植木枝盛だったと考えられる（林「解題」、『自由党史』中巻二二六頁、松岡前掲書六六一六七頁）。

(27) 類似の議論として「共同運輸會社」（一八八三年五月一八日）がある。

(28) この点、松岡僖一氏は、反政府運動を内包する反独占運動として偽党撲滅運動を位置づけた「一部民権家」にとつて「偽党撲滅運動は反増税姿勢の延長にある自由民権運動」だったとしている（松岡前掲書二二二頁）。

(29) 植木枝盛「商賣ノ自由」（一八八二年一二月五日）、「酒造税則改正追加ノ質議」（一八八三年一月一四・一六日）、「政黨首領ノ職分」（同年六月一四日）、「富國ノ策如何」（同年一〇月五一七日）。

(30) 大隈の紙幣政策批判としては、「東京横濱毎日新聞ノ妄ヲ正ス」（一八八三年一月一一一三日）、「報知新聞ノ辨護ヲ駁ス」（同年七月二〇・二一・三一日、八月二・八一・〇・一二一・五・一七一・九・二一・二・五・二六・二九日、九月一・七・八・一二・一三日）がある。また植木枝盛「酒造家ノ陳情」（一八八二年一二月六・七日）は、酒税増税批判と大隈の酒税増税論にふれていてある。

(31) 類似の議論に、「歳暮ノ感」（一八八二年一二月二八・二九日）、「我黨ノ境遇如何」（一八八三年五月一五・一六日）がある。なお「私事」と「私利」は異なり、「私事」そのものが否定されるわけではない点については、植木枝盛演説稿「私事ヲ以て公事ヲ枉グル者ヲ政黨社會若クハ新聞社會ニ歙セシムルハ其ノ時世ノ恥辱タルヲ論ジ、併セテ政黨社會及ビ新聞社會ノ注意ヲ論ズ」（一八八三年六月一七日）。

人民の負担と自由党（高島）

(32) 「公徳ト私徳トノ別」（一八八三年五月二三日）。

(33) 「僕黨ノ僕ナル所以ンヲ明ニス」（一八八三年五月二十五日）。

(34) 山田央子「明治政黨論史」（創文社・一九九九年）は、「政党」「私党」を区別するブルンチユリの政党論が「真偽」により「朋党」を区別する伝統的な見方などと結びつき、「私党」に対して「公党」を正当化する議論とされた点、そのなかで否定的な含意をもつ基督教的な「党」観念は正当化されるが、他方で真偽・優劣によって区別された「公党」「私党」観が多様な政党の共存を否定することになった点を指摘している（一九一三四頁）。

(35) 今が「創業」の時であるという認識や「志士仁人」の役割は、創刊号の「自由新聞発行ノ旨意」（一八八一年六月二五日）が、「二千年來人民卑屈ノ沈痼ヲ抜去リテ以テ活潑自由ノ域ヲ躡ラ」すため「志士仁人タル者」は「宜ク先ツ理論ヲ亢張シテ以テ人民ノ智見ヲ開拓ス可シ」、「一事ヲ興シ一業ヲ創メント欲スル者ハ必ず先ツ之カ道理ヲ推索」すべしとしている点にも示されているが、ここで「志士仁人」の役割は、「人民ノ智見ヲ開拓」することとされている。

(36) こうした植木の議論が自由民権論を勤王論に架橋していく点については、松岡前掲書一二六一三四頁。また改進党・三菱批判を勤王論とつなげる主張としては、他に「志士ノ心」（一八八三年四月二一日）、「俗論者流ノ庸見ヲ提醒ス」（同年六月二七日）がある。

(37) 同趣旨の議論に、「改正家ハ自ラ其ノ公正ヲ行ハザル可ラズ」（一八八三年五月一七日）、「政黨首領ノ職分」（同年六月二十四日）がある。

(38) 同趣旨の社説として「改正家ノ注意」（一八八三年一〇月二六日）。

(39) この点については他に「主ラ國家ノ爲メニ自由ヲ恢興セントスル者ト主ラ自己ノ爲メニ政權ヲ攫取セントスル者ノ別」（一八八三年八月四日）。

(40) 「殺身成仁」の論理が、近世「義民」の再解釈を通じて獲得され、国家・公共のことに関心を抱き積極的に関与する「主体」

論 説

(41) としての「民権家」の抵抗に、「志士仁人」的な「抵抗」のありようを呼び込んでいった点については金井隆徳「自由民権と義民—【主体】の形成と政治的実践の編成としての自由民権運動」（前掲『自由民権の再発見』所収）。

「田代栄助訊問調書」（『秩父事件史料集成』第一巻、二玄社・一九八四年）三四・三七頁。